おだかぐらしプロモーション事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

本プロポーザルは、南相馬市令和８年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、南相馬市議会において当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しません。

１　目的

この要領は、南相馬市（以下「本市」という。）が実施する「おだかぐらしプロモーション事業業務」において、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

２　提案を求める業務の概要

（１）　業務の目的

南相馬市小高区（以下「小高区」という。）は、平成２３（２０１１）年３月の東日本大震災と原子力災害に伴う避難の影響により、居住人口が一度「ゼロ」となった地域です。

避難指示解除から間もなく１０年を迎えるが、小高区の居住人口は、依然として震災前の約３割に留まっているものの、人口減少が進行する地域が多くある中、本市の充実した移住定住施策等や移住された方が新たな住民を呼び込むなどの効果により、ここ数年間は約３，８００人前後を維持しています。

しかしながら、居住者の約半数が６５歳以上の高齢者である状況は改善されておらず、移住定住の促進による年少人口（０～１４歳人口）や生産年齢人口（１５～６４歳）の社会動態の改善に加えて、移住検討者となり得る関係人口の拡大は、小高区を持続し発展させるために重要な取組みの一つと考えています。

本業務は、小高区への移住・定住につながる小高区の魅力を発信することを目的に構築したウェブサイト「おだかる」を活用し、移住を検討する方やその可能性がある方に向けて、小高区で「暮らす」「働く」人々を中心とした「小高らしさ」の魅力を伝えるコンテンツ制作とターゲット層の拡大及び共感を促す情報発信を目的とするものです。

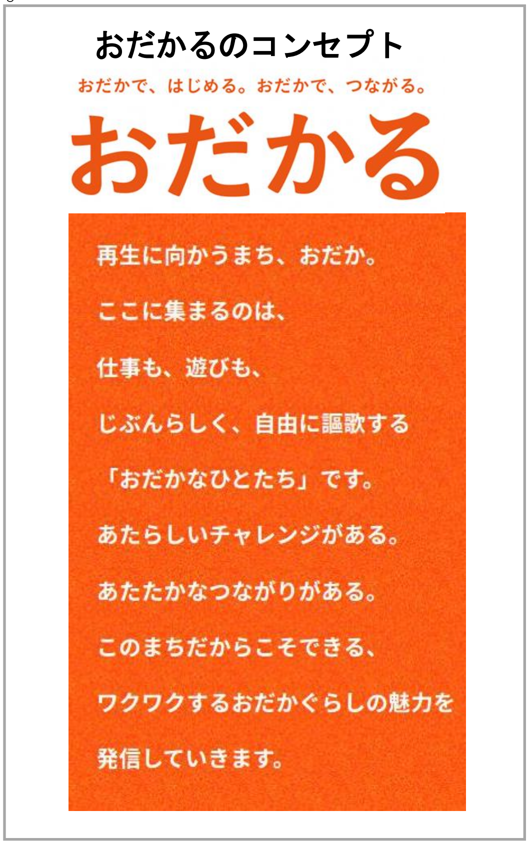

（２）　業務名

おだかぐらしプロモーション事業業務委託

（３）　業務内容

「おだかぐらしプロモーション事業業務委託仕様書」による。

（４）　予定契約期間

契約締結の日から令和９年３月１５日（月）まで

（５）　委託契約上限額

１９，０５２千円（予定）（消費税及び地方消費税を含む）

３　スケジュール

項目	期日	備考
募集要項の公告	令和８年２月６日（金）	参加申込・提案書受付開始
質問書提出期限	令和８年２月１７日（火）	午後５時必着、電子メール
質問に対する回答	令和８年２月２０日（金）	電子メール
参加申込書提出期限	令和８年２月２４日（火）	午後５時必着、持参または郵送
入札参加資格の申請 ※名簿未登録業者のみ	参加申込みの受付期間に同じ	詳細は「１５　入札参加資格申請受付に関する事項について」を参照
参加資格確認結果通知	令和８年２月２７日（金）	電子メール
企画提案書提出期限	令和８年３月１９日（木）	午後５時必着、持参または郵送
企画提案審査	令和８年３月２５日（水）～ 令和８年３月２６日（木）	南相馬市小高区役所
プロポーザル審査委員会	令和８年３月２７日（金）	
入札契約審査委員会への報告	令和８年４月上旬	審査結果報告及び審議
候補者選定結果の通知	令和８年４月上旬	
契約締結	令和８年４月下旬	

※上記スケジュールは、変更となる場合があります。

4　選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式によって受託候補者を選定します。

5　公募要件（プロポーザル参加資格要件）

参加しようとする事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（1）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないものであること。

（2）　令和　7・８年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成１８年南相馬市告示第４号。以下「指名停止に関する要綱」という。）に定める指名停止要件に該当しないものであること。

（3）　名簿に登録していない者においては、参加申込み期間中に入札参加資格申請の受付を行ったものであること。

（4）　公告日以後に指名停止に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を受けている期間がないこと。

（5）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

（6）　法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

（7）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

（8）　本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

6　質問書の受付及び回答

（1）　様式

様式は「質問書（様式５）」を使用してください。

（2）　質問先

「１６　本プロポーザルの担当部署（各種資料の提出先及び問合せ先）」に同じ。

（3）　質問方法

・電子メールのみとします。

・件名を「【プロポーザル質問書】おだかぐらしプロモーション事業業務委託/社名」としてください。

・電子メール送信後は、必ず担当部署に電話連絡を行ってください。

（4）　質問受付期間

令和８年２月６日（金）から令和８年２月１７日（火）午後５時必着

（5）　質問への回答方法

令和８年２月２０日（金）までに、電子メールにより回答します。

（6）　その他

・審査委員の役職・氏名、他の参加事業者に関する質問には、一切応じません。

7　参加申込について

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出してください。

（1）　提出書類

①　参加申込書（様式１）

②　会社概要書（様式２）（パンフレット等があれば添付してください。）

③　業務の実施体制（様式３）

④　類似業務実績一覧（様式４）

⑤　令和７・８年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票の写し

※　本プロポーザルへの応募のため新たに入札参加資格申請を行う事業者においては、入札担当課への本プロポーザルの参加申込期限である令和８年２月２４日（火）までに郵送等により入札参加資格取得の手続きは終えたものの、市からの⑤が届かず参加申込書提出期限までに準備ができないなどの事態が想定されることから、⑤のみ提出が遅れる場合に限り、⑤の提出期限は令和８年３月５日（木）までとします。この場合、提出遅延理由を明確にし、担当部署に連絡を行ってください。

なお、参加申込書提出期限以降に手元に⑤が届いた際には、郵送での提出に先立ち電子メール等において速やかに提出してください。

（2）　提出期限

令和８年２月２４日（火）午後５時必着

（3）　提出部数

各１部

（4）　提出先

「１６　本プロポーザルの担当部署（各種資料の提出先及び問合せ先）」に同じ。

（5）　提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。なお、郵便事故等による提出期限内の未到着について、市は責任を負わないものとします。

※郵送の場合は「おだかぐらしプロモーション事業業務委託プロポーザル申込書在中」を明記すること。

8　参加資格の確認

（1）　参加資格の有無について

本プロポーザルに参加申し込みをした者には、「公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書」を令和８年２月２７日（金）までに通知します。

（2）　説明請求について

参加資格を満たさないと判断された者は、市に対して参加資格がないと判断した理由について、令和８年３月３日（火）の午後５時までに書面（様式は自由としますが、Ａ４判にてお願いします。）により説明を求めることができます。

市は、説明を求められた際には、令和８年３月６日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

なお、参加受付後に「５ 公募要件（プロポーザル参加資格要件）」の要件を欠く事案が発覚した際には、当該事業者のプロポーザルへの参加を取り消します。

９　企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込をした者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し提出してください。

（１）　提出期限

令和８年３月１９日（木）午後５時必着

（２）　提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。なお、郵便事故等による提出期限内の未到着について、市は責任を負わないものとします。

※郵送の場合は「おだかぐらしプロモーション事業業務委託プロポーザル企画提案書等在中」を明記すること。

（３）　提出先

「１６　本プロポーザルの担当部署（各種資料の提出先及び問合せ先）」に同じ。

（４）　提出書類等

①　企画提案書かがみ（様式６）１部

②　企画提案書（任意様式）　正本１部　副本８部

※正本・副本ともにフラットファイルＡ４判タテ型、クリップ、クリアファイル等を用いて、各部一式がまとまった状態にて提出してください。

③　見積書（任意様式）　１部

・本事業に係る経費について、項目ごとに単価、数量等の確認ができること。

・見積書の宛名は「南相馬市長」としてください。

・見積書には事業者名を記載し、押印してください。

④　提出書類一式の電子データ

※PDF 形式とし電子メールにより提出すること。

（５）　留意事項

①　企画提案書は、Ａ４判用紙を用い、表紙・目次・ページ番号を付して提出すること。

②　企画提案書は１者１案とする。

③　企画提案書は、仕様書の要件を満たし、かつ「別紙１審査基準」により、評価が可能なように作成すること。

④　企画提案書に記載する専門用語は解説を記載すること。

⑤　提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

⑥　提出された書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び企画提案等を無効とする。

⑦　提出書類受理後における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

⑧　提出された書類は返却しない。

⑨　提出された書類は、南相馬市情報公開条例（平成１８年南相馬市条例第２２号）の対象行政情報となるため、公開される可能性がある。

１０　審査方法及び審査基準

（１）　審査体制

提出された企画提案については、「おだかぐらしプロモーション事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査を実施し、本業務に最も適していると認められる事業者を受託候補者として選定します。

（２）　審査方法

①　企画提案書をもとに、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及び質疑応答を実施します。

②　審査は、評価員の総合得点の平均点が６０点以上であることを条件とし、提案された事業者が１者のみの場合も同様の方法を適用し、審査委員会において決定します。

（３）　プレゼンテーション及び質疑応答

①　実施日時

令和８年３月２５日（水）～令和８年３月２６日（木）に予定しています。

②　場所

小高区役所

※日時・場所等の詳細については、決定次第通知します。

③　実施概要

・１者につき、３０分以内（プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）を予定しています。

・プレゼンテーション等のためのプロジェクター及びスクリーンは市が準備しますが、パソコン及びその他必要となる機材は提案者が準備してください。

・プレゼンテーション等に使用する資料は、事前に提出された書類のみとし、当日配布は認めません。

（４）　審査基準

企画提案に対して次の審査基準に基づき審査を行います。

評価項目		評価指標	配点
業務目的	実施方針	小高区の地域特性を理解し、かつ「おだかる」のコンセプトに基づいた提案がなされているか。	15 点
実施体制	業務体制	業務を遂行するうえで十分な体制の整備がなされているか。	10 点
	実施工程	仕様書の内容を踏まえ、各業務の準備段階を含めたタスク管理が適切に行われ、無理なく効果的に実施が可能なスケジュールとなっているかどうか。	10 点
	業務実績	「移住定住促進」を目的としたウェブサイトやウェブ広告等を活用した類似業務の実績があるか。	5 点
業務内容	(1) ウェブサイトコンテンツ制作関連業務	制作するコンテンツの提案内容は、ターゲット層への訴求に効果的なものであるか。	15 点
	(2) ウェブ広告の制作・配信 (3) おだかるＳＮＳとの連携	広告素材のデザイン性、広告媒体など、ターゲット層に対して効果的な配信手法となっているか。	10 点
	(4) 独自提案	仕様書にある業務内容以外に本事業の効果を高める独自提案があるか。	15 点
	(5) 効果測定等	ウェブサイトやウェブ広告の効果測定や検証の具体的な手法が提案されているか。	10 点
業務経費	見積書	最低価格提示者　５点（満点） 最低価格提示者以外 　最低価格÷当該事業者見積額×５点（小数点以下切り捨て）	5 点
その他	プレゼンテーション	プレゼンテーション及び質疑応答に適切に対応しているか。	5 点
		合　計	100 点

１１ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

（１）　参加資格要件を満たしていない場合

（２）　提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）　実施要領等に示した、諸条件に適合しない書類の提出があった場合

（４）　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

（５）　選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合

（６） 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

１２ 審査結果の通知・公表

審査委員会の選定に基づき、総合的に判断して最も優秀だと認められる事業者を受託候補者とし、審査結果とともに入札契約審査委員会の審議に付し、契約相手方の特定を行います。

契約相手方の特定結果は、提案者全員に対し、令和８年４月上旬以降（予定）に通知するとともに、南相馬市ホームページにより公表します。 結果等に対する提案者の異議申し立ては一切認めません。

１３ 契約の締結等

（１） 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではありません。

（２） 市は、受託候補者に決定した事業者と企画提案書をもとに市と契約締結のための仕様確認等の協議を行い、業務の詳細を定めた仕様書を作成します。

（３） 業務委託料については、委託契約上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とします。

（４） 受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合または特別な理由により契約締結が出来ない場合、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の協議を行う。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

１４ その他特記事項

（１） 提案書の作成のために本市が配布した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

（２） 業務上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（３） 受託候補者に選定された者の企画提案書については、本プロポーザルの実施に関する記録の公表等に利用することができるものとすること。

（４） 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式７）を提出すること。

（５） 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登載されていても指名を見合わせることもあるため留意すること。

（６） 参加申込書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。

（７） 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。

（８） 令和７・８年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「１５　入札参加資格申請受付に関する事項について」を参考とすること。

１５　入札参加資格申請受付に関する事項について

（１）　入札参加資格申請に必要な書類及び申請方法

・申請においては、「申請の手引き」を確認の上、申請書類を「（５）入札参加資格申請の担当課及び問合せ先」まで郵送にて提出してください。

・「申請書」及び「申請の手引き」については、市ホームページよりダウンロードをしてください。

（２）　入札参加資格申請受付期間

令和８年２月６日（金）から令和８年２月２４日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（３）　入札参加資格申請受付時間

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）

（４）　入札参加資格申請に関する留意点

① 申請の際には、「おだかぐらしプロモーション事業業務委託に関する公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記してください。

② 本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者 も「（２）入札参加資格申請受付期間」に限り受け付けます。

③ 実績については、申請書提出日を基準日として作成してください。

（５）　入札参加資格申請の担当課及び問合せ先

〒９７５－８６８６　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地（本庁舎３階）
南相馬市総務部財政課契約係
電話：０２４４－２４－５２２５（直通）
ＦＡＸ：０２４４－２４－５２１４

１６　本プロポーザルの担当部署（各種資料の提出先及び問合せ先）

〒９７９－２１９５ 福島県南相馬市小高区本町二丁目７８番地（小高区役所１階）
小高区地域振興課おだかぐらし担当
電話：０２４４－４４－６７１６（直通）
ＦＡＸ ：０２４４－４４－６０４７
メール：o-chiikishinko@city.minamisoma.lg.jp